

保有するPORSCHEの調達に関する一般条件パートB(通称: GTCP):

納入(物品の調達)に関する特記事項

納入にあたっては、第A部の規程のほか、次の特約を適用します。

製品、サービス、サプライヤー、人員に関する一般要求事項

1. 規格および保証

1.1. 請負業者は、自己の行為に責任を負います。特に、「請負業者」は、各「成果物」に適用される全ての法規程を遵守する責任を負います。従って、請負業者は、すべての成果物が、CEラベリング、すべての現行の安全規則および安全クラス、ならびに依頼人の製品とのすべての互換性要件など、関連する商品およびサービスに関する現地および国際法に規定される条件に適合することを保証します。

1.2. 請負業者は、顧客に対し、成果物が次のことを保証します:

1.2.1. 満足できる品質です;

1.2.2. 当該すべての間連する法的、国内的および国際的基準(請負業者の業界標準および依頼人の製品との適合性を含むが、これらに限定されない)、法的要件および規則を遵守すること;

1.2.3. クライアントが承認または提出した仕様(特に、クライアントの製品、機能、エネルギー消費および廃棄の側面、一般的および特定の安全性に関する原産地、組成、品質、互換性、適合性)およびサンプル(該当する場合)に基づき、納入時に納入および製造されること;

1.2.4. 過失のない製造工程に起因し、あらゆる状況においてクライアントが合理的に期待するような、相当の注意と注意を払って製造され、供給され、かつ、品質の高い水準に達していること;

1.2.5. 設計、材料、構造および仕上がりに欠陥がない;

1.2.6. 顧客が要求する取付けおよび使用のためのすべての必要な指示書を添付します;

1.2.7. 使用が予定されている目的、顧客が表明する目的、および関連する製品仕様書に記録されている目的に適合していること;

1.2.8. 留置権、請求権、差押えその他の負担を負いません;

1.2.9. 包括的かつ厳格な安全衛生試験を受け、当該成果物に定められた安全基準をすべて遵守または超過し、当該成果物に関する安全衛生法または規制要件をすべて遵守していること。

1.3. 請負業者は、以下に起因または関連して発生するすべての損失につき、クライアントを完全に補償するものとします:

1.3.1. 成果物の再販日または適合日のいずれか遅い方から36ヶ月以上の期間、本B部第1.2条に定める保証の違反、および

1.3.2. 成果物の供給における請負業者またはその従業員の代理人もしくは下請業者の作為、不作為、不正行為または過失。

2. 記録と検査

2.1. クライアントの要求に応じて、請負業者は、クライアントの注文後14日以内に、クライアントが注文した成果物に関連するすべての間連するパッチ情報、品質チェックに間連するデータ、および適用される基準の順守に必要なその他の証拠を、遅滞なく提供するものとします。要求される証拠は、すべての技術文書、試験報告書、証明書および適合性評価手順の証拠を含むがこれらに限定されない、成果物の供給および生産に関するすべての文書および記録の完全かつ適切な監査証跡を構成します。

2.2. クライアントは、成果物の製造、梱包または供給の前または期間中に、請負業者の構内または第三者の構内で成果物を納入または受領する前に、本製品、文書および工程の特定の検査または試験により、上記義務の順守を定期的に確認する権利を有するものとし、請負業者は、検査およびまたは試験に合理的に必要なすべての施設をクライアントに提供するものとします。

2.3. 検査または試験の結果、成果物がすべての点において間連する製品仕様、該当するサンプル(もしあれば)および/または契約を遵守することにクライアントが納得しない場合、およびクライアントは、かかる検査または試験後7日以内に請負業者にその旨を通知し、請負業者は、遵守を確保するために必要な措置を講じるものとします。当該検査の結果、既に供給された成果物が間連する製品仕様、サンプル(もしあれば)および/または本契約に適合しない可能性があるとクライアントが合理的に判断する場合、クライアントは、請負業者の費用負担で、必要な措置を講じる権利を有するものとします。製品の検査または不合格は、クライアントによる成果物の受領を構成せず、暗示するものではありません。

3. 見本

3.1. 請負業者は、要求に応じて、現行の製造からのサンプルを無償でクライアントに提供するか、引渡し前にクライアントまたはクライアントが指名する専門家がテストを実施させるものとします。請負業者は、最低18ヶ月間サンプルを保管するものとします。

3.2. 請負業者は、すべての成果物を、厳密にサンプル(当該成果物の品質および説明に関するものを含む)に従って供給するものとします。

4. 成果物の変更

4.1. 請負業者は、適用基準の変更に起因する可能性のある変更を含め、すべての本製品の変更およびその他の変更を直ちに書面でクライアントに通知しなければなりません。これに必要な文書および情報の変更が含まれる場合、請負業者は、それらを遅滞なくクライアントに提供しなければなりません。この義務は、アフター販売におけるスペアパーツの継続的な供給および孤立した流通について準用します。

4.2. 請負業者は、REACH規則に基づき提供されなければならないすべての安全関連情報を、要求されることなく、契約製品の引渡し前に、顧客に無償で提供するものとします。特に、サプライヤーは、製品が候補リストに載っている物質を含む場合、その物質に附するドイツ語の安全性データシート[セクション25化学物質法(ChemG)参照]を提供しなければなりません。当該安全性データシートは、混合物が0.1質量%(w/w)[またはガス状混合物の場合は0.2体積%(v/v)]以上濃度の候補リスト上の物質を含む場合、本製品に含まれる非危険に分類された混合物について、依頼人の要請により2週間以内に利用可能にされなければなりません。

4.3. また、請負業者は、REACH規則に基づき必要な登録、届出等を行い、REACH規則その他の有害物質に関する法令の規程に基づき義務を遵守しなければなりません。請負業者がREACH規則に定める義務を履行しない場合、請負業者は、それに起因する損失を補償し、クライアントに損害を与えないものとします。

4.4. 請負業者はがその義務の部分的履行を含む履行のために下請業者を使用する場合、請負業者は、これらの義務を完全に下請業者に移転しなければなりません。

4.5. 請負業者のすべての請負サービスおよび成果物は、その型にかかわらず、塗料の接着を妨げる物質を含んではならず、そのような物質を放出してはなりません。

4.6. さらに、請負業者は、契約業務の提供および成果物の供給に必要なすべての法的許可(特に、取引ライセンス、譲歩などを有しており、国内および国際労働法のすべての規程を遵守していることを宣言し、確認します。請負業者は、顧客に成果物および契約業務を提供するために、資格を有し、訓練され、適切な人員が使用されることを保証します。

5. 在庫の維持

5.1. A部3.4項にかかわらず、請負業者は、本契約の条件を常に順守することができるよう、本製品の適切かつ十分な在庫水準を常に維持することを保証するものとします。

5.2. 請負業者は、クライアントの書面による事前の同意なく、成果物に名称、マークまたは識別子を追加することはできません。

6. 納入条件

6.1. 書面による別段の合意のない限り、下記の引渡し条件は、インコタームズ2020: DDPIに従って適用されるものとします。目的地は、依頼者が書面による順序で指定する場所です。

6.2. 請負業者は、合意された引渡し場所(「引渡し」)で引渡されるまで、成果物の輸送コストおよびリスクを負担するものとします。

6.3. 各納品には納品書が添付されなければならず、納品書にはクライアントの注文詳細(特に注文番号と日付、コストセンター)が記載されていなければなりません。

6.4. 「成果物」の損失または損害のリスクは、納品書または履行証明書に署名した後にのみ、「クライアント」に移転します。

請負業者は成果物を適切に梱包しなければなりません。不適切な梱包に起因する損害は、供給者の責任とします。